

平成30年8月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月10日(金) 午後4時17分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(23名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	田籠 富子	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 総会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

先月17日に開催されました小郡市農業委員会初総会におきまして、農業委員会会長という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。なにぶん不慣れでございますが、一生懸命頑張ったいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変暑い中、小郡市農業委員会定例総会にご参集頂き厚くお礼申しあげます。

それではこれより総会を開催します。

本日は議案3件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。

よって、平成30年8月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、4番 山下 芳文 委員 5番 山田 憲二 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について4件を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1から番号3までは同一の所有者で、農業廃業のため譲渡されるものです。

まず番号1は福童地内の田1筆と上西鯨坂地内の田1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号2は上西鯨坂地内の田1筆です。こちらも経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号3は上西鯨坂地内の田1筆です。こちらも経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号4ですが、議案書2ページをご覧ください。

上岩田地内の田1筆です。経営規模拡大のため賃貸借されるものです。

(価格、場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件売買につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 質問、意見ないようですので、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明します。

番号1は、二森地内の田1筆です。建売住宅の建築分譲のために転用の申請があったものです。

(図面で場所の説明)

先ほどの研修の中で、農地転用は立地基準と一般基準を見ていくと説明しましたが、まず立地基準を見ていきますが、農地区分が予定地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第2種農地に該当します。第2種農地は原則、農地転用できないということになりますが、例外規定に当てはめていくこととなります。

既存集落にぴったり隣接したところで、住宅だとか、或いは集落内に住んでいる人、事務所を構えている人が、必要な施設というものが、例外的に認められているところです。

今回の場合も、既存集落に隣接したところで住宅を建設することから立地基準上は問題ないと思われれます。

計画図を見ると、住宅が14戸計画されていますし、公園も計画されています。取水排水は東側の道路に上下水道管が埋設されておりまして、そこから取水と排水を行うこととなります。周辺の農地に悪影響を及ぼすことがないことから、一般基準も問題ないものと思われれます。立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に番号2及び番号3は、山隈地内の畑です。転用の目的は露天駐車場として使用するために転用の申請があったものです。

(図面で場所・駐車場の概要の説明)

まず、立地基準を見ていきます。農地区分は甘鉄の山隈駅と西太刀洗駅の中央に位置し、甘鉄の駅からおおむね550メートルの円の内側については第2種農地に該当します、外側は第1種農地となります。第1種農地は原則、転用ができないこととなります。第2種農地は、代わりの土地を検討してもらって、無ければ認めようとするものです。では、例外規定が有るのかということになりますが、申請地の南側に、今回の転用の申請人である\*\*\*\*の事務所があります。

既存集落内に住んでいる人或いは事務所を構えている人がその集落に隣接したところで必要な施設を設けたりする場合は、第1種農地でも例外的に認められるところです。立地基準は問題ないものと思われれます。

では、一般基準についてですが、転用目的は、露天駐車場ですので、車両を置くのみで建物の建築は有りません。なので、取水については必要ありませんし、排水については、周辺の道路側溝に流していきます。周辺の農地については悪影響も考えられないことから、一般基準、立地基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受けた内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転3件を議題といたしたいと思いますが、番号1の案件は 22番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、22番委員につきましては退席していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は干潟地内の畑1筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

（価格、場所の説明）

次に番号2は八坂地内の田1筆及び下西鯨坂地内の田2筆です。

経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

（価格、場所の説明）

次に番号3は議案書4ページ、5ページをご覧ください。干潟地内の畑1筆、田2筆及び山隈地内の田3筆です。

経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

（価格、場所の説明）

なお、譲受人は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての所有権移転3件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、22番委員の入室を許可します。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。報告事項2件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。

議案書の6ページをご覧ください。番号1及び番号2は、議案第2号でご審議いただいた山隈地内の畑2筆です。

露天駐車場として所有権移転・転用されますので解約されるものです。

次に番号3は、八坂地内の田1筆及び下西鯉坂地内の田1筆です。

借手の都合により解約されるものです。

詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

番号1は、横隈地内の畑1筆です。

露天駐車場のため、届け出が提出されたものです。

番号2は、長屋住宅建設のため、届出が提出されたものです。

詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問等はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 特に、意見質問がないようですので、以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして8月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

平成30年8月10日(金) 午後 4時45分 閉会